



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 7 月 2 日

鳥取県知事 殿

提出者

住 所 鳥取県米子市淀江町佐陀712-2

氏 名 株式会社 丸 福

代表取締役 福吉 正博

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0859-56-2821

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 丸 福
事業場の所在地	鳥取県米子市淀江町佐陀712-2
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	小売・建設業
②事業の規模	決算期売上高 燃料販売 559百万円、建設業・建設資材販売・運送 204百万円
③従業員数	48人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリートくず → 再生骨材として再資源化 アスファルトくず → 破碎、再資源化 木くず → 自社焼却、破碎(燃料、再資源化)

廃棄物処理統括責任		専務取締役 福吉孝
廃棄物担当		管理部 細田 誠
役 割	廃棄物管理 担当課長及 び事務局	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連企業に対する教育・啓発 ○ 各種事業部に対する情報提供、支援及び指導 ○ その他関係する事項
廃 棄 物 管 理 組 織 <pre> graph TD A[代表取締役（廃棄物担当）] --> B[取締役（廃棄物処理統括責任者）] B --> C[解体事業部] B --> D[産廃処理事業部] B --> E[環境管理課] B --> F[営業部] B --> G[総務部] C --> H[各現場作業長] D --> I[現場] E --> J[現場] F --> K[現場] G --> L[現場] </pre>		

(第2面 別添)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【 前年度（令和5年度）実績 】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず
	排出量	2,050 t	90 t	147 t
	(これまで実施した取組) がれき類、アスファルトくず 破碎後 再生資源として活用 木くず 焼却及び破碎後、ボイラー燃料・再資源として活用			
②計画	【 目標 】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず
	排出量	3,000 t	500 t	300 t
	(今後実施する予定の取組) がれき類、アスファルトくず 現行通り 再生資源として活用する 木くず 焼却量の縮減、循環利用により排出削減を行う。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生前の分別を徹底し品質の向上を図る。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 保管管理を徹底し異物の混入を防止する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【 前年度（ 令和5年度 ） 実績 】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木 く ず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2,050 t	90 t	0 t
	(これまで実施した取組)			
	特になし			
②計画	【 目標 】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木 く ず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3,000 t	500 t	100 t
	(今後実施する予定の取組)			
	特になし （中間処理）			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【 前年度（ 令和5年度 ） 実績 】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木 く ず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	146 t
	(これまで実施した取組) コンクリートくず、アスファルトくずは、破砕し再資源化をしている。 木くずは、焼却し減量している。			
②計画	【 目標 】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木 く ず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	198 t
	(今後実施する予定の取組) 木くずのチップ化を進め焼却量を抑制する。			

(第4面 別添)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【 前年度（令和5年度）実績 】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	2 t
	(これまで実施した取組)			
	特になし			
②計画	【 目標 】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	2 t
	(今後実施する予定の取組)			
	木くずのチップ化を進め焼却量を抑制する。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【 前年度（令和5年度）実績 】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず
	全処理委託量	0 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(これまで実施した取組)			
特になし				

(第5面 別添)

①現状	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木 　　　く　　　ず
	全 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者 への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			
	特になし			
※事務処理欄				

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画
及び実施状況報告

1 会社の概況

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 会社名 | 株式会社 丸福 |
| (2) 所在地 | 鳥取県米子市淀江町佐陀712-2 |
| (3) 資本金 | 3,200万円 |
| (4) 従業員数 | 48人 |

2. 事業の概況

- | | |
|------------|---|
| (1) 業種 | とび・土工工事業、舗装工事業、管工事業、水道施設工事業
産業廃棄物収集運搬及び処分業 |
| (2) 事業内容 | 解体工事施工、骨材販売(Rcc-30、40含む)、産業廃棄物処分 |
| (3) 完成工事高 | 44,790千円 |
| (4) 事業概況 | 一般家屋及び公共建築物等の解体工事、産業廃棄物の処分、骨材販売等を主に行なっている。 |
| (5) 工事請負実績 | 表1参考 |
| (6) 事業展望 | 解体工事は、受注競争厳しく収益性は低い、合わせて人員の確保難しく
収支は低調に推移。売上高の増高により健全経営に努めて参りたい。 |
| (7) 連絡先 | 担当者：株式会社 丸福 管理部 細田 誠
電話番号：0859-56-2897 |

3. 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとし、令和6年度を目標年度とする。

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任及び管理組織図

廃棄物担当		
	環境管理 委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討。 ・委員長 - 社長 ・委員 - 関連部署課長 ・事務局 - 環境管理課
	廃棄物処理 統括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物管理規定の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理 担当課長及び 事務局	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 廃棄物リサイクル事業の調査

役 割	廃棄物管理 担当課長及 び事務局	○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連企業に対する教育・啓発 ○ 各種事業部に対する情報提供、支援及び指導 ○ その他関係する事項
--------	------------------------	--

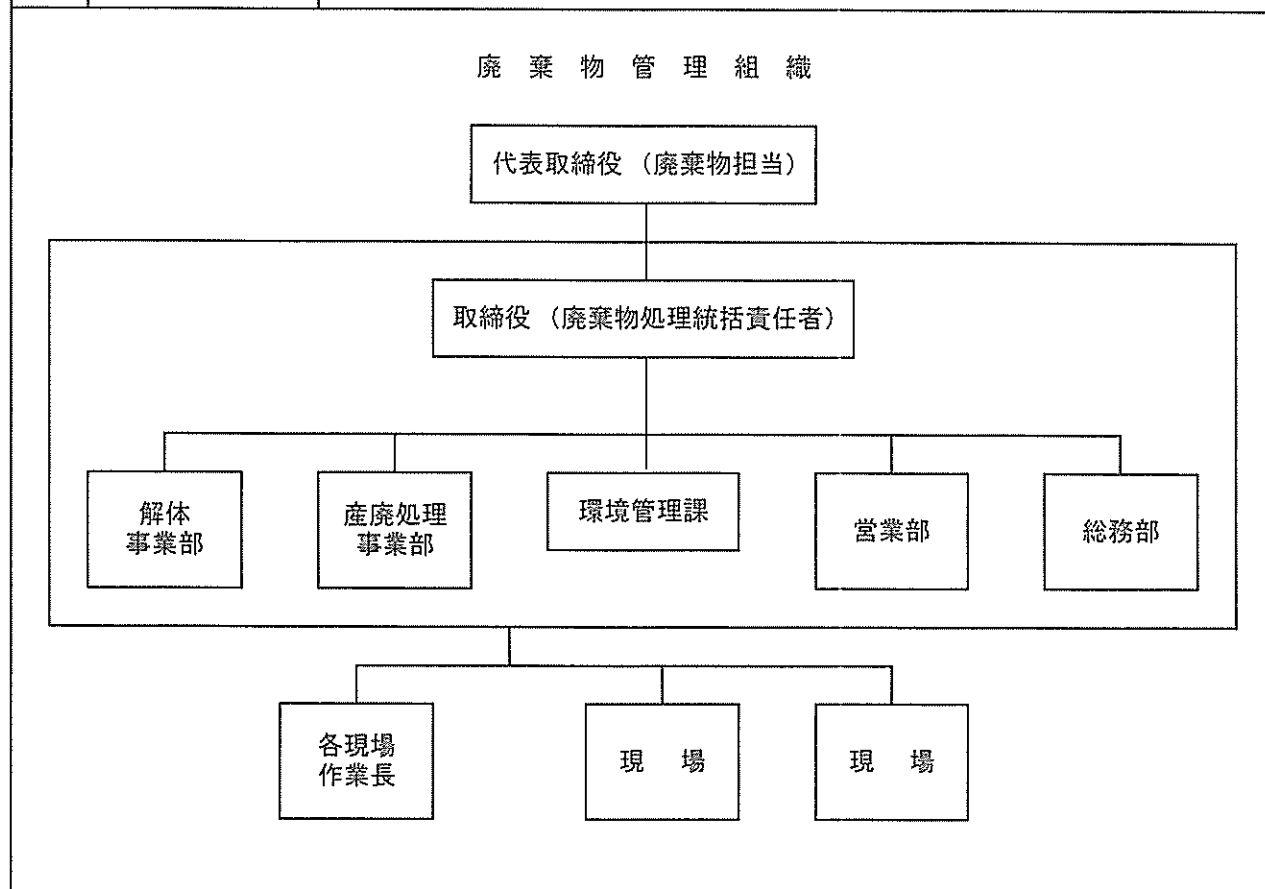


表1 解体工事請負実績(令和5年4月 ～ 令和6年3月迄の工事等実績)

工 事 名 称	工 事 概 要				産 業 廃 棄 物
	工 期	構 造 規 模 等	延べ床面積 (m ²)	施 工 場 所	排 出 量 (t / 年)
安岡邸 解体工事	R5.5.1 ～ R5.5.20	木造建物 2F	145.2	米子市 皆生	43
金田邸 解体工事	R5.6.8 ～ R5.6.15	木造建物 2F	330.0	西伯郡 伯耆町	116
塚田邸 解体工事	R5.5.26 ～ R5.6.6	木造建物 2F	161.0	米子市 東八幡	97
荒生邸 解体工事	R5.7.6 ～ R5.7.13	木造建物 2F	112.0	米子市 諏訪	50
松田・塩見邸 解体工事	R5.10.2 ～ R5.10.7	木造建物 2F	148.0	米子市 加茂町	46
沢田邸 解体工事	R5.9.11 ～ R5.9.28	木造建物 2F	168.0	米子市 宗像	82
宇田川邸 解体工事	R5.10.31 ～ R5.11.4	木造建物 2F	148.0	日野郡 江府町	51
長谷川邸 解体工事	R5.11.27 ～ R5.12.2	木造・鉄骨建物 2F	118.8	西伯郡 日吉津村	85
吹野邸 解体工事	R6.2.7 ～ R6.2.16	木造建物 2F	138.0	米子市 淀江町	59

(2) 管理体制の強化

- ① 各部署と協力して廃棄物に対応するための組織を編成する。
- ② 各解体現場は、作業長(オペ)を中心に廃棄物の現場分別を強化し混合廃棄物の減量を図る。
- ③ 廃棄物管理規定を作成し、これに基づき適正に管理する。

(3) 教育・研修

- ① 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法等留意事項を整理し、従業員に定期的に教育・研修等を行なう。
- ② 廃棄物処理施設に搬入される廃棄物の管理、解体現場から発生する廃棄物の管理に係る法制度等、改正が行なわれる毎に従業員に教育・研修等を行なう。
- ③ 廃棄物担当者を対象とし、廃棄物の取り扱いの実務研修の実施。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

5. 産業廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 廃棄物処理業者として廃棄物管理票の適正な運用の指導に努める。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。又、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行なう。
- ④ 解体現場より廃棄物搬出の際、分別搬出を徹底しリサイクル率の向上及び最終処分量の削減をはかる。

(2) 産業廃棄物処理の現状

- ① 当社の年間産業廃棄物処分量は、6,001t/年となっており、その内自家処理分が 2,298t/年であり、委託処理分が61.7%、自家処理分 38.3%となっております。

表2 産業廃棄物処理の内訳 (令和5年度実績)

	解体工事及び持ち込み
再生処理	2,141 (93.1 %)
中間処理	146 (6.4 %)
最終処分	11 (0.5 %)
合計	2,298 (100.0%)

- ② 産業廃棄物の種類別排出・処理状況、産業廃棄物の種類別処理状況、産業廃棄物処理の課題を以下に示す。

表3 産業廃棄物の種類別排出・処理状況

廃棄物の品目	性 状	排 出 量 （ t / 年 ）			処 理 方 法
		解体工事	持ち込み	合 計	
コンクリート	固形状	1,300	750	2,050	骨材化（破碎・選別） 再生
アスファルト	固形状	70	20	90	骨材化（破碎・選別） 再生
木 く ず	固形状	123	24	147	焼却→埋立「管理型」 （自家処分管理型）

表4 産業廃棄物の種類別処理状況

廃 棄 物 種 類	処 理 状 況
コンクリートくず	100%再生骨材として利用している。 用途は路盤材が多い。
アスファルトくず	100%再生利用している。 用途は仮設道路用骨材が多い。
木 く ず	解体による木くずが大半であり、破碎許可施設の設置により木材の破碎リサイクルを進めている。 又、焼却灰のセメント固化リサイクルも検討している。

表5 産業廃棄物処理の課題

発 生 抑 制	・解体建物の材質、施工面で再利用を考慮した設計ではない ・極め細やかな選別を行ない再生利用率をあげる。
再 生 利 用	・木くず破碎施設設置を機にチップとして利用方法等を進めている。 又、県内に管理型最終処分場が無いとため、少量の焼却灰であるが リサイクルの観点から灰固化技術確立により製品化を検討している。

(3) 目標の設定

当社の廃棄物の排出量は、一部持ち込み等があるが自家処分の解体によるところが大きく、廃棄物の発生抑制の観点から考えると再生利用を図るため解体現場での分別を推進する事に他ならない。

コンクリートくず、アスファルトくずは、100%破碎し再生骨材に利用、木くずは、破碎許可施設設置によりリサイクル率の向上をめざす。又、リサイクル不可能な木くずの焼却灰を固化技術確立によりブロック等の製品化を進める。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

表6 中間処理施設の設置状況

設置の種類	対象産業廃棄物	処理方法	処理能力	設置年月日	設置場所
がれき類 破碎施設	コンクリート・アスファルト ガラス・陶磁器くず	破碎	480 t/D	平成7年5月	米子市淀江町 地内
焼却炉	木くず	焼却	17 t/D	平成5年12月	〃
木くず・瓦礫 の破碎施設	廃プラスチック、木くず、ゴム くず、金属くず、ガラス・陶磁 器くず、がれき類	破碎	55.2 t/D ～ 21.6 t/D	平成16年2月	〃

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

環境保全関係法令集等改正法令等が、定期的に送付されるので改正点等関係部署に回覧し知識の習得に心がけている。

(6) 中長期の課題

① 廃棄物関係法令の熟知

廃棄物関係法令の進歩が急速であり、知識習得が後手に回っているのが現状であるため、講習会等積極的な参加が必要である。

② 自主管理基準の設定

自主的な管理基準を設定し、廃棄物の管理、環境管理のレベル向上を図る。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (R5年度)	発生量計画 (t/年) (R6年度)	発生量抑制 (t/年)	具 体 的 取 組
コンクリートくず	2,050	3,000	950	① 廃棄物分別の徹底 廃棄物の分別について、指導徹底することにより、リサイクル率のアップを図る。 ② 木くずのチップリサイクル化 木くずのチップ化を進め木くずの焼却量を抑制する。
アスファルトくず	90	500	410	
木 く ず	147	300	153	

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

〈具体的取組〉

- ・解体現場の分別を推進し最後に発生する混合廃棄物の割合の低減を図る。
- ・当社に搬入混合廃棄物の選別の徹底を図り灰の発生量を低減させる。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

廃棄物の種類	再生利用量 (t/年) (R5年度)	再生利用量 (t/年) (R6年度)	再生利用量 の増加	具 体 的 取 組
コンクリートくず	2,050	3,000	950	① コンクリートくず、アスファルトくずは現行100%のリサイクルを行なっている。 ② 木くずは、製紙用チップ、敷薬用チップ及び燃料に再利用する。
アスファルトくず	90	500	410	
木 く ず	0	100	100	

〈その他〉

- ・ 行政等と連携を取り再生骨材の利用促進を進める。

9. 産業廃棄物の中間処理(再生利用を除く)に関する事項

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (R5年度)	発生量計画 (t/年) (R6年度)	発生量抑制 (t/年)	具 体 的 取 組
コンクリートくず	0	0	0	
アスファルトくず	0	0	0	
木 く ず	147	200	53	木くず破砕製品販路拡大により、リサイクル率のアップを図る。

10. 産業廃棄物の最終処分にに関する事項

廃棄物の種類	最終処分量 実績 (t/年) (R5年度)	最終処分量 計画 (t/年) (R6年度)	最終処分量 の減少量 (t/年)	最終処分量減 少量/最終処 分量 実績(%)	具 体 的 取 組
コンクリートくず	0	0	0	0	再生利用
アスファルトくず	0	0	0	0	再生利用
木 く ず	2	2	0	0	再生利用

〈その他〉

今後更に木くず等のリサイクル率向上を目指して環境にやさしい事業活動を推進する所存であります。